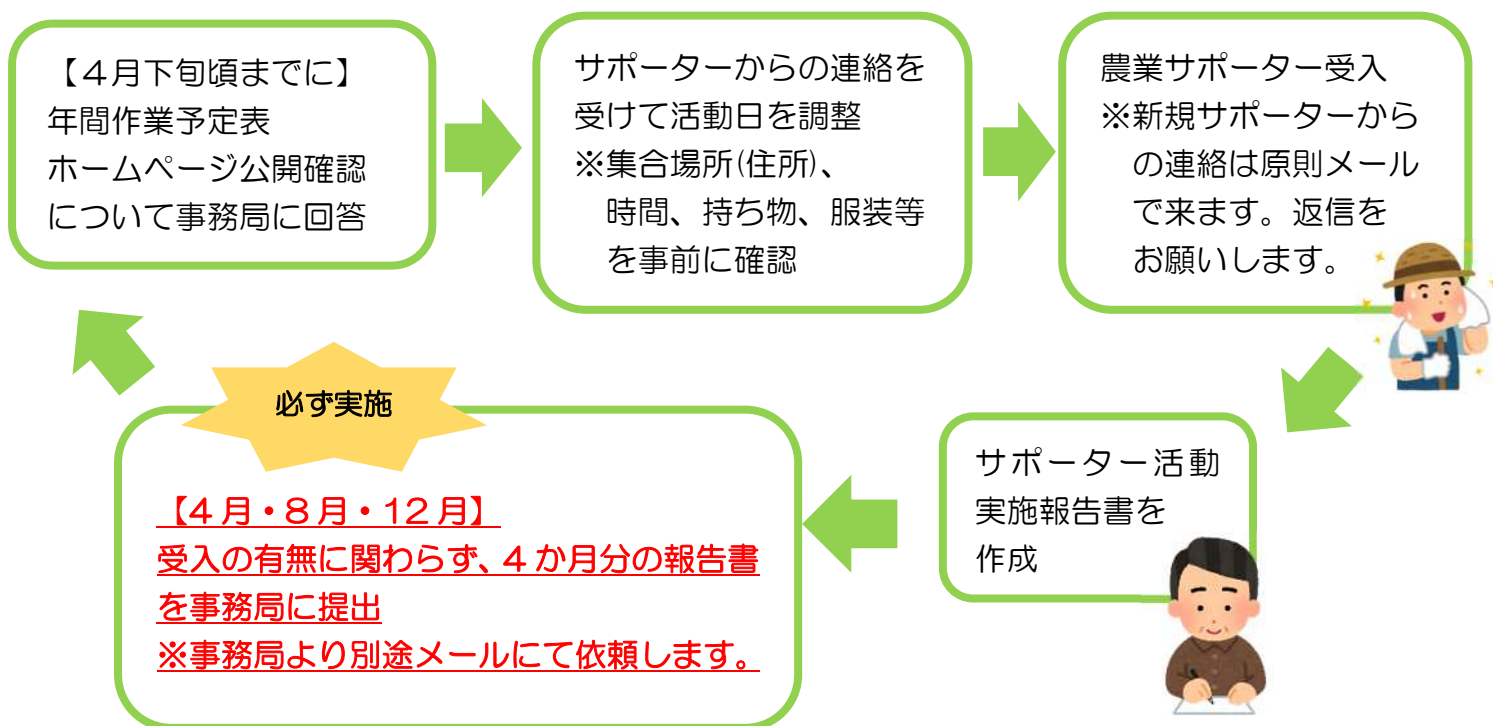


農業サポーターの活動について（受入農家向け）

農業サポーター制度は、都市と農村の交流と相互理解を促進し、互いに恵みあう関係を築くこと等を目的として行う事業です。サポーターさんは無償のボランティアですので、下記の事項に留意し、過度な労働はさせないようお願いいたします。また、令和5年度からは、新潟市外の方の受入も可能とします。この制度の主旨を十分に理解し、サポーターさんとの良好な関係づくりにご協力をお願いいたします。

1. 年間の流れ



2. 農業サポーター受入時の注意事項

- ◎日程調整の際には、集合場所(住所)、集合時間、持ち物、服装等についてお伝えください。
帽子・軍手・ゴム手袋・長靴・雨具等の軽微な装備品以外の農作業に必要な道具については、農家さんが用意していただくようお願いします。
- ◎体調が優れない場合や発熱等がある場合には、無理せずお休みいただくようお願いします。
- ◎「おはようございます」「よろしく申し上げます」「お疲れさまでした」「ありがとうございました」等、一緒に作業する全員で声をかけ合い、気持ちよく作業しましょう。
- ◎この制度は、単に労働力不足を補うものではなく、農作業を通じた本市農産物との縁づくりや消費者との交流を目的としています。サポーターさんに対して、親切丁寧な対応をお願いいたします。

次ページも
ご覧ください。



- ◎新規のサポーターは、市のホームページを見て連絡をとるため、具体的な作業内容や雰囲気分かる写真等の情報を事務局に随時ご提出ください。
- ◎農業や農産物に興味がある方がサポーターとして登録して下さっています。新規サポーターさんの受入も積極的に行ってください。(新規サポーターだからといって受入を断ったり、連絡を無視したりしないでください。)
- ◎サポーターさんに単独作業はさせないようお願いします。また、賃金雇用の方がいる場合は、サポーター制度が無償で行われていること等についてご理解いただき、作業内容を軽易にするなど、受入に配慮してください。
- ◎怪我を防止するため、高所での作業や刃物・チェーンソーを使用する作業等の危険を要する作業はさせないようお願いします。
- ◎こまめな水分補給や適度な休憩時間を設け、熱中症や脱水症状に注意するようお願いします。
- ◎天候や生育状況により、予定していた作業が変更・中止になる場合には、早急にサポーターさんへ連絡してください。

3. 万が一に備えて

- ◎サポーター制度では市民活動保険に加入していますが、作業中の事故や怪我のないようにサポーターさんへの配慮をお願いします。万が一、事故や怪我等が発生した場合、受入農家からすみやかに事務局(食と花の推進課：025-226-1861)までご連絡ください。(平日8時30分から17時15分まで対応可能)
※対象となる活動であっても保険金が支払われない場合があります。
保険金が支払われない部分は自己責任になりますので、ご理解ください。
(保険についての詳細は別紙「R8年度新潟市市民活動保険のご案内」をご覧ください。)

4. その他

- ◎制度の継続やボランティア保険の適用に関わりますので、受入報告書は必ず提出して下さい。
- ◎サポーター活動を通して知り得たサポーターさんの情報について、外部に漏らすことのないようお願いいたします。
- ◎まれに農業サポーターではない方の受入実績が提出される場合があります。農業サポーターかどうかをご確認の上、受入報告を行ってください。また、農業サポーターではない方で、サポーターとして活動したい方の受入を行う際は、農業サポーターの登録を行ってから活動いただくよう、サポーターさんに周知をお願いします。(サポーター登録がされていない場合、万が一の事故の際にボランティア保険の対象外となります。)
- ◎サポーター活動の円滑な運営に支障をきたす行為が認められた場合、催促があるにも関わらず、受入報告書を提出しない場合については、受入農家としての登録を取り消す場合があります。あらかじめご了承ください。

